

# TAMBA ブランド戦略推進構想策定業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

丹波地域では、気候風土を生かして様々な優れた農産物を育み、地域の魅力が形成されてきた。しかしながら、近年は担い手の高齢化や後継者不足、農業・農村の構造の変化、経済のグローバル化の進展、食に対する消費者ニーズの変化等、農業を取り巻く環境が厳しさを増し、地域の活力低下が懸念される場所である。

こうした中、丹波地域の活力を維持するためには、地域が有する強みを生かした農業の持続的な発展と、農産物を生かしたツーリズム等の新たな魅力づくりが求められる。

そこで、丹波地域の豊かな自然や歴史・文化に育まれた農産物の中から、優れたものや魅力のあるものを TAMBA 十宝（仮称）として選定し、これら魅力のアピール、新たな商品やサービスの開発など、主に消費者や来丹者をターゲットとした取組みを通じて地域を活性化し、賑わいあふれる「オシャレな田舎・TAMBA」の実現を図る道筋として、「TAMBA ブランド戦略推進構想」を策定する。本実施要領は、構想策定に係る業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

## 2 業務委託の概要

- (1) 業務名 TAMBA ブランド戦略推進構想策定業務委託
- (2) 業務内容 別に定める「TAMBA ブランド戦略推進構想策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 委託金額 3, 500, 000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする

## 3 応募

### (1) 応募資格

民間企業、NPO 法人、公益法人、その他の法人または法人以外の団体であって企画提案した事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと（契約締結後においても同様の取扱とする）。

エ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。

(ア) 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団

(イ) 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(エ) 次のいずれかに該当する者

- a 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- b 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- c 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- d 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ エに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

(2) 企画作成の提案書の提出期限

令和2年7月8日(水)17時まで(必着)

(3) 提出書類及び部数

提出書類は以下のものとし、A4版(左綴じ)で製本1部及び副本9部並びに電子データを提出するものとする。(カ～コは、製本に添付するだけで差し支えない。)

- ア TAMBAブランド戦略推進構想策定業務委託参加表明書兼誓約書(様式1)
- イ 提案者情報(様式2)、会社業務実績調書(様式2\_別紙1)
- ウ 企画提案書(様式3)
- エ 事業実施計画(様式4)
- オ 経費積算見積書(様式5)
- カ 誓約書(様式6)
- キ 定款又は寄付行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)
- ク 登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類)(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
- ケ 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類(事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)
- コ 県税に関する納税証明書(県税事務所が発行する「納税証明書(3)」(認証年月日が申請日3ヶ月以内のもの))
- サ その他、提案者の概要がわかるパンフレット、企画提案の補足資料等

(4) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所農政振興課  
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688  
TEL: 0795-73-3793

\* 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

\* 持参の場合は、受付は9時から17時まで(12時から13時を除く)。

(5) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出書類は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用する。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 提出書類は非公開とする。なお、採用された提出書類、団体名等については、応募者の承諾を得た上で、公開する場合がある。

## 4 審査等

### (1) 審査方法

- ア 提案された企画を審査するため、TAMBA ブランド戦略推進構想策定業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という）を設置する。なお、審査会の運営及び構成は、別に定める審査会設置要領によるものとする。
- イ 提出書類をもとに事務局において事前審査を行い、これを通過した提案者が審査会でプレゼンテーションを行うことができる。
- ウ プレゼンテーションの日程
  - (ア)日時 令和2年7月17日（金）
  - (イ)場所 兵庫県柏原職員福利センター会議室※詳細な時間割は、該当者に改めて通知する。
- エ 審査は、別に定める、TAMBA ブランド戦略推進構想定業務委託プロポーザル企画内容審査要領により、業務目的の達成にふさわしい提案内容の熟度、業務実施体制、提案者の適格性等を総合的に評価する。
- オ 必要に応じて事務局から聞き取りを行う場合があるため、結果通知までの間、提案内容を説明できる者に事務局から連絡がとれるように配慮すること。

### (2) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を委託予定者に決定する。

### (3) 結果通知

審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

### (4) 失格

次の各項目に該当する行為があった場合は、失格とすることがある。

- ア 事務局を通じないで、県関係者に対しプロポーザルに関する問い合わせをした場合
- イ 審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ウ 応募書類が仕様書に示された事項を満たしていない場合
- エ その他直接または間接に公平な審査に支障を来した場合

## 5 業務委託

委託予定者を決定した場合は、改めて業務委託内容について協議の上、詳細を決定し委託契約する。その場合に、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。

## 6 その他

プロポーザルに関する問い合わせについては以下のとおりとし、必ず事務局を通じること。

- (1) 質問期限 令和2年6月26日（金）17時まで（必着）
- (2) 質問方法 書面又はメールによる
- (3) 質問様式 任意様式（質問要旨に加え、必ず「団体名」「所在地」「担当者名」「連絡先電話番号」「メールアドレス」を記載のこと）
- (4) 回答期限 令和2年7月1日（水）
- (5) 回答方法 兵庫県 HP (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk07/r2tambabrand.html>) にて掲載

## 7 事務局

兵庫県丹波県民局 丹波農林振興事務所 農政振興課（担当：中山、堀川）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

TEL：0795-73-3793

## 附 則

この要領は、令和2年6月16日から施行し、令和3年3月31日をもって廃止する。